

「おおた多文化共生研究会」規約

【第1章 総則】

第1条 (名称)

本会は、「おおた多文化共生研究会」と称す。

第2条 (事務所)

本会の事務所は、代表者宅に置く。

第3条 (目的)

本会は、日本人と外国人が相互の尊重の下に、多様性に富んだ活力ある地域の産業と社会のあり方を創造し、その実現に向けた取り組みを行うことにより、多文化共生の推進に寄与することを目的とする。

第4条 (事業の種類)

本会の活動は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 外国籍人材と共に創る豊かな市民社会に向けての学習・交流・情報交換機会の継続的な創出
- 2 「(仮称)外国籍人材と共に創る地域産業振興人材育成センター」設置実現の活動
- 3 活動を通して得た事例や成果の対外的な公表と発信
- 4 その他、本会に寄せられる事象へのサポートと連携の取り組み

【第2章 会員】

第5条(会員種別)

本会の会員は、次の2種とする。

- 1 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人・団体
- 2 賛助会員 本会の目的に賛同し賛助するために入会した個人・団体

第6条(入会)

本会会員の入会について、特に条件は定めない。

第7条(入会金及び会費)

- (1)入会金は、正会員 1,000円 賛助会員 5,000円
- (2)会費は、正会員 年額 6,000円(@500×12月) 賛助会員 年額 12,000円 (@1,000×12月)

第 8 条(退会)

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出したときは、任意に退会することができる。

【第 3 章 役員】

第 9 条(種別及び定数)

本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上とする
 - (2) 監事 1 人以上とする
- 2 理事のうち 1 人を代表理事とする。
- 3 理事の中から代表理事の助言者として顧問を指名することができる。

第 10 条(選任等)

理事は理事会で選任し、総会で承認する。監事は総会で選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。

第 11 条(職務)

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 監事は、次の職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

第 12 条(任期等)

役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

【第 4 章 会議】

第 13 条(種別)、

本会の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第 14 条(総会の構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第 15 条(総会の機能)

総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) その他運営に関する重要事項

第 16 条(総会の開催)

通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

第 17 条(総会の招集)

総会は、前条第2項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方式により開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 18 条(総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第 19 条(総会の定足数)

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 20 条(総会の議決)

総会における議決事項は、第 17 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

第 21 条(総会での表決権等)

- 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方式をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 22 条(総会の議事録)

- 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面及び電磁的表決者数等を含む)
- (3) 審議事項
- (4) 議事経過の概要及び表決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印または署名しなければならない。

第 23 条(理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第 24 条(理事会の機能)

- 理事会は、この規約に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第 25 条(理事会の開催)

- 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上の請求

第 26 条(理事会の招集)

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及び電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 27 条(理事会の議長)

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第 28 条(理事会の議決)

- 理事会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 29 条(理事会での表決権等)

- 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 30 条(理事会の議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者はその旨付記する)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事経過の概要及び表決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印または署名しなければならない。

【第 5 章 資産】

第 31 条(資産の構成)

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

【第6章 会計】

第32条(会計の原則)

本会の会計は、NPO 法人会計基準等に従い処理し、会計の透明性、信頼性を確保するための書類を作成する。

第33条(事業年度)

この法人の事業会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第34条(事業計画及び予算)

規約第4条に基づく活動の計画及び予算は、次の事項を柱に事業年度ごとに別に定める。

- 1 外国人材と共に創る豊かな市民社会に向けての情報交換と交流会の開催(交流の実施)
- 2 「在留資格」等の法令に関する学習会の開催
- 3 活動を通して得た事例や成果の対外的な公表と発信

第35条(事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

付則

- 1 この規約は、2024年11月29日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員理事は、次のとおりとする。

代表理事	金子信行
理事	木村幸恵
理事	近藤倫生
理事	関和義
理事	永持智子
理事	原圭介

理事 舟久保 利 明
理事 丸 山 昌 輝
理事 パンタカシナト
監事 川上 孝

以上